平成２４年（フ）第３００号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵230番地センチュリーアスカⅦ―107号
債務者　山本美喜代
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７９号
鳥取県鳥取市桂見847番地７、旧住所鳥取県鳥取市桜谷190番地７
債務者　木村　正憲
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
鳥取県鳥取市桂見847番地７、旧住所鳥取県鳥取市桜谷190番地７
債務者　木村みづ枝
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
鳥取県鳥取市布勢376番地１　メゾン布勢Ａ―２号、旧住所鳥取県米子市東福原７丁目10番28号　ヴィルヌーブ福原Ｂ―201
債務者　髙野　幸子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２０号
松江市上乃木５丁目３番15号
債務者　金森　謙二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
広島県三原市皆実３丁目８番34号
債務者　小川　雅文
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第２９９号
愛媛県松山市余戸中５丁目５番29号
債務者　**柿**花　幸典
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３００号
愛媛県松山市立花３丁目10番23号　阿部アパート101
債務者　大野　弘子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１０号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井595番地13
債務者　大西ひとみ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７９号
愛媛県今治市河南町１丁目４番38号、旧住所愛媛県今治市唐子台西１丁目11番地17
債務者　行村　房夫
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第８０号
愛媛県今治市河南町１丁目４番38号、旧住所愛媛県今治市唐子台西１丁目11番地17
債務者　行村小夜美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第８１号
愛媛県今治市河南町１丁目４番38号、旧住所愛媛県今治市唐子台西１丁目11番地17
債務者　行村　　元
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第６４号
福岡県大川市大字津390番地３
債務者　野口　裕二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
佐賀県多久市東多久町大字別府4781番地６
債務者　馬塲トシ子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
佐賀県三養基郡みやき町大字江口3187番地２メゾン原Ⅰ402号
債務者　大道奈緒美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
佐賀県佐賀市末広２丁目３番27号
債務者　吉武　智之
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
佐賀県佐賀市高木瀬西２丁目６番８号
債務者　関　　正博
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係